



JASDAQ

平成 25 年 12 月 26 日

各 位

会 社 名	株式会社ユニマツトそよ風
代表取締役名	代表取締役社長 平家 伸吾 (JASDAQ・コード 9707)
問い合わせ先	執行役員 寺坂 淳 管理本部長
電話番号	03 (5413) 8228

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成23年3月22日付け「当社元取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社の元取締役であった内田喜朗氏を被告として、さいたま地方裁判所に対して損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、平成25年12月25日、同裁判所より、当社の請求を全て認容する当社全面勝訴の判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 判決があった裁判所及び年月日

さいたま地方裁判所 平成 25 年 12 月 25 日

2. 訴訟の内容及び判決に至るまでの経緯

当社の元取締役であった内田喜朗氏に対し、当社が株式会社ファイティング・ブル・インベストメント発行の社債を引き受けたことに関して、当社に生じた約 35 億円の損害の一部である 2 億円につき、取締役の善管注意義務・忠実義務に違反する任務懈怠を理由として、損害賠償請求訴訟を提起しておりました。

3. 判決の内容

判決の内容は以下のとおりです。

- (1) 被告は原告に対し、2 億円及びこれに対する平成 23 年 4 月 6 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) この判決は、仮に執行することができる。

裁判所は、被告である内田喜朗氏の主張を退け、当社の請求を全面的に認めました。

なお、当社は、内田喜朗氏の資産状況が不明であったことから、回収可能性及び訴訟に要する費用を考慮して当社に生じた損害のうちの 2 億円を一部請求していたものですが、本判決においては、当社に発生した約 35 億円の損害全額につき、内田喜朗氏の取締役としての任務懈怠により発生したものである旨が認められています。当社に発生した損害の残額については、平成 24 年 11 月 1 日付け「株主代表訴訟に関するお知らせ」に

てお知らせしたとおり、当社株主より内田喜朗氏及び神成裕氏に対して株主代表訴訟が提起されている状況でございます。当社としましては、当該株主代表訴訟及び内田喜朗氏の資産状況の把握に努め、適切な対応を検討して参ります。

また、神成裕氏については、平成 25 年 6 月 17 日付け「訴訟の決定（上告審）」に関するお知らせ（当社全面勝訴確定）」にてお知らせしたとおり、回収可能性及び訴訟に要する費用を考慮して、当社に発生した損害の一部である 4 億円を一部請求する損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、当社の全面勝訴が確定しております。

4. 今後の見通し

本判決が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後、業績予想への影響が明らかになった場合には速やかに開示いたします。

なお、今回の判決に対する内田喜朗氏の対応は明確に示されておりませんが、同氏より控訴された場合には、引き続き当社の主張が認められるよう対応して参ります。

以 上